

戦後農村財政の一考察

白 川 清

一、問題の提起

問題の焦點

昭年二四年四月いわゆる經濟九原則に則つた均衡國家豫算の設定は劃期的な試みであつただけに種々の波紋をおこした。なかんずく地方配布税率の半減は、地方財政に大きな影響を與へ各所で「新年度豫算編成を放棄した」ということが新聞紙上に報ぜられた。まさに地方財政の危期といふべきであらう。しかしかかる地方公共團體の財政破綻の傾向は従來より財政力の弱少な農村に強く現われていたことは言うまでもない。

かかる現象の原因は、勿論地方配布税率の引下げのみではなく種々なる要因の集積結果によるものであり、これが配布税率の引下げにより顯現したにすぎない。

第二次世界大戦終了後、一兩年のあいだは、顯著な食糧不足に伴う農産物價格の騰貴は農村に多量の貨幣收入を與えた。しかしインフレーション政策と、特殊な價格體系に基づく統制經濟の強

化はこのような農村の好況を決して長續きはさせなかつた。即ち昭和二三年夏頃よりそろそろ農産物價格の下落が現われはじめ價格は公定價格をさえ部分的に割り、シエールは擴大した。特に年末より二三年春にかけての農業所得税の増徴と供出制度の強化は農村不況の傾向に一層拍車をかけ、農民經濟を著しく壓迫した。かくて戦後一、二年間行われた農民の貨幣蓄積や生産手段の擴充は日ならず一轉して不況の底に沈むことになり、生産手段・生活資料の配給さえ買えない農家が現われ、更に耕作放棄や娘賣りが發生し、供出の過重は一部の農民を賣り喰いの状態にまで落し込んだのであつた。このような傾向は資本の回轉速度が緩慢であり、商品化率が低く、従つて貨幣經濟部分の小さい水田單作地帯や二毛作地帯により強く現われている。

このミゼラブルな農民經濟に收入を求めざる農村財政はその財源が極めて貧弱であると共に、この財源が所得税賦課によつて更に弱められている。地方殊に農村財政行き詰まりの原因の一半はこの收入源の弱小化にあると考えられる。

第二に、地方財政特に農村財政における經費の固定性及びその

膨脹をあげねばならない。國家の諸政策の多くが終局的には行政機構の末端である市町村で實現されるものであり、「財政とはかかる政治の一部としてその物的基礎を獲得する行爲」である以上、これら諸政策は市町村の財政を通して遂行される。例えば農地改革上の諸経費や、教育制度改革による経費或いは統制經濟強化による事務人件費、自治體警察費負擔等々であり、これら劃一的に規定され固定化した國政事務的経費が農村財政における経費の大部分であり、而もこれら経費は年々増大の一途をたどつてゐることである。現在町村においては経費の約八〇%、府縣において約七〇%がこれら委任事務費であると言われている。

この老大な地位を占める委任事務費に對しての國庫又は縣よりの交付金は極めて少額であり、例えば戦後の地方財政中、乙町村の収入において國庫及び縣よりの交付金は昭和二年四〇・五%、二二年二八・八%、二三年二二・〇%であり、これと委任事務費との差引不足分は貧弱な農民經濟の内からの稅負擔により賄われているのである。

従つて末端行政機關における財源の涸渇と國庫よりの財政的援助の減少とは、経費の膨脹と相俟つて地方財政を危機に陥れるが如き結果を生ずるのである。かかる現象は國家政策の停頓を意味するのであり、單に地方農村のみの問題ではないのである。或は又、農村財政の現状を日本經濟の再建という立場から見ても輕視されていいことではない。農村財政の危機は農業の停滯と荒廢につながるものである。

農村財政が日本復興という課題のうちに如何なる意義を有するかについては様々の見解が生ずるのであるが、さしあたり現下農村財政が如何なる状態にあるか、或は右の如き現象の原因はどこにあるかということ进行分析することは現在の重要な課題である。尤も農村財政についての問題も廣汎であるから、吾々は次の點に集中しよう。

第一に戦後農村財政における経費の分析である。地方公共團體の経費がその地方の經濟的發展と住民の福祉とを増進することは地方財政の本務であろうし、地方公共團體の自治の確立の點から言つても最も望ましい。

しかるに從來中央集權下の地方行政機構はこのことを困難ならしめ、地方自治は無いに等しかった。このことは地方行政法のみならず地方財政に最も具體的に反映していたのである。例えば、日本經濟の比較的安定状態にあつた昭和十年において全國市町村経費のうち國政事務費は五二・一%であり農村に至つては七〇・〇%にも上るものであつた。これが第二次大戰に入つてから戦争遂行政策が地方團體を通じて行われ、時局費、經濟統制費の膨脹で地方團體における國政事務費が急速に増大したことは言うまでもない。

しかるに戦後においてこの官治的の地方経費の性格は如何なる形で再現されたであろうか、特に戦後の行政制度の改革に伴う地方自治法が昭和二二年に制定されたが、この「自治」なるものが農村財政において達成され得る餘地を持つてゐるのであるかといふこ

と、これが第一の問題である。

第二に、第一の問題と関連して財政需要が如何なる収入によつて充足されており、更に経費の膨脹に伴つて歳入構成が如何に變貌したかということである。

前述の如く農家經濟は最近極度に逼迫し、農家の財政負擔能力は微弱なものになつてゐることは明らかである。然るに一方経費の固定性は財政需要を節減することが困難であり、のみならず固定的経費の割合は次第に増加している。この兩者の競合關係は何れか一方へ犠牲を強うることになり、これは財政収入を農村民の稅負擔の強化によつて確保することによつて解決されるであらうことは想像に難くない。

戦後における稅制改革は數次にわたつて行われたが、ここで稅の地方移讓又は新設について概観しよう。(稅率については問わな
い。)

昭和二年五月の改革で従來國稅であつた、地租、家屋稅、營業稅の三收益稅及び鑛區稅、遊興稅が、ついで二三年七月、入場稅が都道府縣に移讓されその法定獨立稅となつた。又府縣の法定獨立稅として新設されたものに、二二年軌道稅、電話加入權稅、入湯稅、二三年更に木材引取稅、特別所得稅、鑛產稅、酒消費稅、電氣ガス稅がある。その他營業稅を事業稅とし、從來の營業稅を第一種事業稅とし、いわゆる原始産業に對して第二種事業稅を新たに課することになつた。

市町村においては府縣の獨立稅に附加稅を課する以外に、市町

村獨立稅があり、これに二三年、廣告稅を、二三年、接客入稅、使用人稅を新たに法定獨立稅とした。

かかる稅制改革にもかかわらず地方財政収入の貧困は解決されず、勢い物稅を主とする法定外獨立稅を地方、特に町村に亂立せしめてゐる。また從來の物稅中心の地方稅體系においては必然農村の稅負擔が都市におけるよりも一般に過重となり、又農村内部でも負擔不均衡を生じていたことはしばしば論ぜられていたが、戦後における稅制改革が以前の稅體系の矛盾した性格を改善したのではなく、その不合理を一層強めてゐることはほほ明らかである。

以上に述べたような法定及び法定外獨立稅の移讓、新設は農村財政に如何なる意義を與えたであらうか、換言すれば、日本における都市と農村の經濟面における跛行的發展による富の著しき不均衡は農村財政の財源を極度に小さなものにしていたのであつたが、戦後の稅制改革は農村の財政収入に如何なる影響を及ぼしたであらうかということである。これが第二、即ち收入面における(一)の問題である。

收入面における(一)の問題として、國庫及び縣よりの支出金及び地方配布稅の村財政に占める意義である。第一の問題に於て述べた如く、地方財政における委任事務費は老大な比重を占めてゐるのであるが、これに對する國庫及び縣よりの經費負擔が充分になされてゐるか否かということである。物的裏付けなき業務の委任がなされたならば農村は村民の負擔にかかる收入部分を村の經濟

發展と福祉の増進に支出し得ず、自腹を切つてこれを負擔せねばならず、村独自の業務の遂行が阻害されるであらう。地方配布税は元來、都市と農村の跛行的發展によつて生ずる地方財政力のアンバランスを是正し援助することを目的とするのであるが、これが農村財政に如何なる役割を果しているか、即ち、村独自の財政需要面に支出され本來の姿を發揮しているかという問題である。

以上は農村財政收支の両面における特徴的な問題を提起したにすぎない。吾々は以下において右に擧げた二點に中心をおきつつ農村財政の現状を見てゆこう。

調査村の概況

以上の諸問題を解明するに當つて農村財政についての數ヶ村の分析のうちにもその一般的傾向、現状を把握すること、即ち分析の客觀性の問題があり、これと全國的な傾向を導き出すことが必要である。しかし戦後の農村財政においては統制經濟、農地改革、教育制度の改革等の諸経費が著しい膨脹を示し、しかもこれは全國的傾向であり、厚生、産業振興對策等にはほとんど對處するいとまを有しない實狀である。従つて戦後農村財政は割合に似通つた型を示しており、特に財政現象の如きは全般的傾向が個別的現象として現われている場合が多い。そこでとりあえず或る村の財政をとり、それを分析しつそこに生ずる諸問題を凡てが平均化されて出てくる全國的な數字と對比させて、その共通な問題を抽出する方法を探らうと思ふ。

戦後農村財政の一考察

吾々は埼玉縣北葛飾郡M村の財政を、以上の課題と方法を基礎としながら分析してゆこう。

M村は東武線越ヶ谷驛から東北に約一里半餘に在り交通は便利である。昭和二三年八月の總戶數は一、〇八〇戶、人口六、二六五人でこの内譯は

生 産 者	七五五戶	四、八八二人
(内年間保有米により食糧を全部自給する者)	一戶	六人
準 生 産 者	三三戶	一七六人
消 費 者	二九二戶	一、二〇七人
合 計	一、〇八〇戶	六、二六五人

で、うち農家七二二戶、その内譯は地主六六戶、自作一八八戶、小作四三七戶である。

耕地面積は水田五三〇町歩(耕地の六割八分)、畑二五二町歩(耕地の三割二分)、平均一戶當り耕作面積は一町一反で全國平均面積八反四畝六分(除北海道―第二三次農林統計)に比し可成り大きく、埼玉縣の通稱二合半領の北部に位する水田地帯である。M村の農業生産をその作付狀況を以て示せば次の如くである。

農 作 物	作付面積(町)	作付合計面積に對する割合(%)
(1) 水 稻	五二六・七	五九・五
(2) 陸 稻	〇・九	—
(3) 雜 穀	五・九	—
(4) 豆 類	五八・三	六・六
(5) 甘 藷	二一・五	二・四

(6)	馬鈴薯	四三・七	四・九
(7)	蔬菜	七一・〇	八・〇
(8)	大小麥	五六・四	六・四
(9)	蔬菜	六三・〇	七・一
(10)	桑園	〇・六	—
(11)	種苗	三七・〇	四・二
合 計		八八五・〇	一〇〇・〇

(村農業調整委員會資料による)

作付面積より見れば作付延面積に對し水稻約六〇%、蔬菜は春秋合計一五・一%、豆類がこれにつぐ、大小麥は水田裏作が不能であるので少い。

M村民の政治的意識は一般に低調である。新地方自治制度を生かし、農村の民主化を達成し更に新なる發展へと向かわせるものとして、政治的意識は大きな力である。M村において終戦の翌年九月に小作、中貧農層を中心として一若干の地主をも包含する一日本農民組合が結成された。しかしこれは大きく發展して村の新たな指導力とはなり得ず、全く停頓してしまつた。戦後農村での農地改革は、ここでは地主及び之と結合せる上層農民による制壓が奏效している。そしてこれら上層農の一部が村の政治經濟面の支配的地位についてしまい、中貧農層の税金の過重、供出割當の不均衡、村政に對する不滿等は大きな力となり得ず全く停滯の状態である。

最後に風水害の概況であるが、二三年の場合は全耕地浸水、家

屋浸水九割、床上七割、二三年には稻の冠水面積約七〇餘町歩である。

註1、大内兵衛「財政學大綱」上卷一九頁

註2、小林千秋「地方財政」、本數字は大内「農村財政の諸問題」三九頁の修正數字による。

註3、時局費については大内力「農村財政の諸問題」第二章第二節參照。

註4、農林省がシャウブ税制使節團に提出した税制改革意見書の資料によれば、全國府縣の法定外獨立税は一三種、市町村では四五種の法定外獨立税がある。

註5、本表は二三年八月の人口・家屋調査より作製。年間保有米によるもの一戸にすぎない。

註6、農家戸數、階層区分は農地委員選舉人名簿より作製。一反歩以下の地主耕作者を含まず。

註7、作付面積は二三年肥料割當用統計で作製。(7)までは春肥、以下秋肥割當統計數字による。

二、豫算の膨脹とその性格

(一) 經 費

戦後における國家及び地方の財政は急速な膨脹をしたのであつたが、このことはM村財政にも顯著に現われている。即ち經費に於ては第一表に示す如く昭和二一年に對して、二三年は六・四倍

第1表 戦後M村財政歳出豫算

費目	貨 数 (円)			総経費に対する各項の千分比			21年に對する各項の増加割合		
	昭和21年	22年	23年	21年	22年	23年	21年	22年	23年
會 議 費	1,001	2,850	65,940	4	2	17	100	284	6,587
役 場 費	95,768	359,680	1,315,327	372	218	332	100	376	1,373
警 察 費	6,943	50,687	110,780	27	31	28	100	730	1,596
土 木 費	0	211,629	77,576	0	128	20	-	-	-
教 育 費	28,849	616,488	807,035	112	373	203	100	2,137	2,797
社 會 及 勞 働 施 設 費	27,320	151,450	473,280	106	92	119	100	554	1,732
社 保 衛 生 費	2,906	869	126,608	11	0.5	32	100	30	4,357
地 方 經 濟 興 費	21,889	199,789	689,564	85	121	174	100	913	3,150
財 産 振 興 費	1,076	0	200	4	0	-	100	0	19
戦 後 處 理 費	30,089	1,901	8,867	117	1	2	100	6	30
選 挙 調 査 費	155	-	-	1	-	-	-	-	-
補 助 費	782	6,800	83,541	3	4	21	100	870	1,0683
公 債 費	737	9,605	50,398	3	6	13	100	1,303	6,838
公 債 償 還 費	18,717	2,660	-	73	-	-	100	14	-
公 債 費	812	59	20,927	3	-	5	100	7	2,577
負 担 金	18,067	8,282	-	70	5	-	100	46	-
諸 出 金	2,460	28,652	19,235	9	17	5	100	1,165	782
豫 算 備 費	-	-	115,900	-	-	29	-	-	-
合 計	257,571	1,651,404	3,966,118	1,000	1,000	1,000	100	641	1,540
等價價值計算による21年に對する比率							100	241.0	271.6

備考 1. 昭和21. 23年は決算、23年は最終豫算。M村の財政膨張は22年より初つた。

2. 昭和23年に経費区分が目的別から組織別になつた。

3. 表中、役場費が高い割合を占める。教育費が之につき、22年は役場費をしのいでいるが、この年から新制中學校實施のためである。これについて産業經濟費、社會勞働施設費である。

4. 等價價值計算の比率は、日銀調「卸賣實效價格指數」の21年を100とし各年平均指數を用いて算出した。以下何れの等價價值計算も同様である。

第2表 地方財政に占める役所役場費及び教育費の割合

年次 区分	役所役場費 (%)			教育費 (%)		
	昭和21年	22年	23年	昭和21年	22年	23年
道府縣	4.9	9.9	7.1	27.3	31.8	32.7
東京都	12.9	12.2	14.0	16.4	18.9	11.8
大都市	16.7	18.1	9.6	7.7	9.2	12.8
甲町村	19.5	20.7	12.3	14.8	17.5	19.2
乙町村	29.0	24.5	23.5	16.2	30.2	27.1
M村	33.0	26.5	28.3	13.2	28.3	24.8
M村	37.2	21.8	33.2	11.2	37.3	20.3

戦後農村財政の一考察

備考 地方財政便覧等二輯による。21. 22年は決算、23年は当初豫算。兩經費共地方特に町村に於て高い割合を示す。特に注意すべきは22年教育費は町村に於て著しい膨脹を示し之に對して役場費の相對的比重が低下していることである。

第3表 役場費の内容

(單位・圓)

	昭和21年	22年	23年
人件費	75,982(79.3)	287,380 (79.9)	923,401(70.2)
需要費	19,513(20.4)	63,719(17.7)	198,600(15.1)
修繕費	273(0.3)	8,583(2.4)	25,600(2.0)
補助負擔交付金			167,726(12.7)
合計	95,768(100.0)	359,682(100.0)	1,315,327(100.0)

備考 1. ()内は各年合計に對する割合
 2. 人件費とは報酬、給料、諸手当を含む。
 3. 需要費とは、備品、消耗品、印刷、通信、光熱等を主とす。

二三年一五倍に増加し尨大豫算となつた。
 戦後における村財政の膨脹は勿論インフレの急速な充進に伴う物件費、人件費のノミナルな騰貴も原因しているがそれだけではない。そこで第一表を見ながら主要なる經費についての膨脹の要因と内容を考察しよう。

第一に役場費である。地方行政に關する直接の經費である役所役場費—徴税、戸籍、經濟統制事務、統計調査、諸報知等は、行政單位が小なれば小なるほど相對的に多くの經費を要することは一般である。行政機構及び事務が極めて簡素化能率化しても決して兩者の差が消滅することはないであろう。いま地方別の役所役場費が財政中に占める割合を示せば第二表の如くである。

M村の役場費を人件費とその他の費經に分類すれば、第三表の如くである。

第三表によれば役場事務人件費は役場費總額の昭和二一、三二三年は約八〇%に、二三年は七〇%餘に及んでゐる。二三年度の低下は、以前他の經費であつた補助負擔交付金が役場費に計上されるようになり、比重が相對的に低下したにすぎない。

役場人件費の膨脹は賃銀ベースの改訂にもよるが、一方役場事務、特に統制經濟強化と共に、委任事務負擔が年々増大するに伴つての職員の増加も大きな原因である。事實昭和二十一年七月雇員一名、二十三年四月雇員一名、同年五月書記一名、二十四年四月雇員一名の採用があり、その他事務多忙の折は臨時雇を以て事務を處理せざるを得ない状態であり、二十三年では年間平均二名となつてゐる。かくて役場費中の人件費は二一年に對して二二年三・八倍、二三年一一・二倍となつた。

最後に補助負擔交付金である。昭和二二年一二月の警察制度改訂に伴つてのM村の警察費負擔は二三年度、五九、九七〇圓であり、これは補助負擔交付金の三八・一%にも達する。地方警察はいまだ國家的性格を多分に有し、一般的に貧弱な地方財政においての警察費負擔は困難となり、自治體警察返上の聲さえ傳へられてゐる。

今一つ注目すべきは下級公共團體は上級のそれに對する諸負擔金が多いことであり、M村の補助負擔交付金中上級機關に對する負擔金は三八・九%に上る。かくて兩負擔金の合計は七七%であり、村内への補助金支出は些々たるものとなる。

第二に教育費。昭和二二年より實施された教育制度の改革、な

かんづく義務教育延長は國民的教育文化水準の向上の點から言つても劃期的な企であつた。しかしより重要なことは、制度の改革が完全に實施されその効果を充分に發揮することであろう。義務教育八年への延長は建物、諸設備の擴充新設が必要であらうし、又基礎條件でもあり、之がためには多額の資金が地方財政の負擔となる。地方財政の教育費負擔は吾々が役場費に於て指摘したとほぼ同じこと即ち、地方公共團體の大きさに逆比例することは第二表に示した。

新教育制度實施と共に國庫補助を行つたが、昭和二二年補助額一四億圓（文部省補助要求額四八億二千萬圓）、二三年四五億五五百萬圓（同要求額一三三億八五百萬圓）、二四年年は要求額一〇八億に對し國庫補助は皆無であり、補助額と同要求額は大きく開いてゐる。かくて教育費負擔の増大に伴う地方財政の窮乏と、これに對する國庫補助の貧弱とは「六・二制實施」の要求の聲を生み出した。

M村の教育費を分類すれば第四表の如くである。

教育費は二十一年に對して、二十二年一躍二十一倍餘、二十三年、二十八倍近くへと異狀な膨脹をした。これは昭和二十二年より發足した新制中學校費の新たな増加によるのであり、二十二年には教育費の實に八一・二%が、二十三年には四一・七%がこれに支出されたのである。

小・中學校費の人件費と物件費を見るに、小學校費の場合は兩者間にそれほど開きはなからず、中學校費では物件費が人件費の四倍

第4表 教育費の内容

(単位・圓)

戦後農村財政の一考察

	昭和21年	22年	23年
1. 小學校費	22,729(78.8)	102,840(16.7)	301,934(37.4)
(イ) 人件費	13,714(47.5)	49,269(8.0)	152,714(18.9)
(ロ) 物件費	9,015(31.3)	53,571(8.7)	149,220(18.5)
2. 中學校費		96,488(15.7)	311,041(38.5)
(イ) 人件費		20,243(3.3)	65,284(8.1)
(ロ) 物件費		76,245(12.4)	245,757(30.4)
3. 青年學校費		583(0.1)	
4. 書圖、公民館費	130(0.4)		51,760(6.5)
5. 營繕費	5,990(20.8)	416,577(67.5)	142,300(17.6)
合計	28,849(100.0)	616,488(100.0)	807,035(100.0)

カッコ内は各年教育費總額に對する割合。

一一二

近くに當り、教育費の昭和二十年、二二・四%、二十三年、三〇・四%と高率を示す。これは言うまでもなく新發足に伴う備品、消耗品の購入、或は諸設備費である。

營繕費をみると二十一年は小學校校舎の改修に當てられ教育費の二一%にも及んだのであつたが二十二年には二%にすぎない。これに對して中學校營繕費―主として舊バラック兵舎を改修する經費―は、教育費の實に六五・五%を占めてゐる。然るに兩者の比重は二十三年全く逆轉し小學校營繕費が優位を占めるに至つた。營繕費のかかる支出にもかかわらず校舎の荒廢は甚しく、特に中學校は教室も少く改築は急を要する状態である。これに對處するため二三年夏頃より中學校建築計畫が進められ總工事費最低六〇〇萬圓で設計した。しかるに國庫の新制中學校建設費補助は二年度三〇餘萬圓で打切られ、これは二年度の改修工事に使い果したのであつた。一方これを全額村民負擔するためには農民經濟の窮乏がこれを許さず、この計畫は書餅に終つてしまつた。

吾々は第三に、村の經濟發展に最も大きな作用をすると思われれる土木費及び産業經濟費を見よう。

M村には二十一年には土木費の支出がない。これが二十二年には經費總額の二二・八%を占めたが、二十三年二%へ急落した。二十二年の土木費は年初よりの計畫的事業ではなく、前章の終りに述べた大水害による災害應急工事としての治水堤防費であつた。この災害復舊工事の繼續及び過年度支拂は二十三年度土木費の二三・七%であり、残りの五一・四〇〇圓は橋梁改修費である。以上がM村

土木費の實態であり、農業の生産力の増大に作用するものではなく、生産條件の破損、荒廢を補修することにすぎないのである。

かくの如くM村の土木費は臨時的な應急處置としての經費で構成され、生産の増大に寄與すべき直接的經費ではない。農業の再生産過程にとつて極めて重要な土木費の經常的支出が乏しいことは、又恐らく全國的な傾向であらう。けれどもこのことは、農業の再生産に直接寄與する恒常的な土木費が全く支出されていないことを意味しはしない。この地方が水田地帯であり、用排水工事及び補修改良費だけでも年々相當額に上るのであるが、この經費が村財政で賄われず、水利組合費、部落協議費、或いは賦役で達成されている現状である。

土木費が農業の再生産諸條件の改善に積極的な經費でないとなれば、産業經濟費においてはどうかであらうか。産業經濟費中農地委員會費は二一年九九%、二二年九七%と殆んど全額を占め、二三年は農地委員會及び農業調整委員會費九九・九%というのが、産業經濟費の實態である。

二一、二二年の補助金を見ても、農業生産に關係する補助は皆無であり、教育費、厚生費、衛生費の三項目に限られている。

以上吾々は、戦後M村經費の二、三について、その膨張の原因に關連させて經費の内容について検討した。このことを通して吾々が知り得たことはこうである。村の經費は戦後異狀な膨脹をした。ここにはインフレによる物價、實銀の騰貴があるとは言へ

戦後農村財政の一考察

第5表 全國乙町村歳出の千分比

	昭和 21 年	22 年	23 年
1. 費	4	8	15
2. 費	330	265	283
3. 防	9	12	17
4. 費	106	89	69
5. 費	132	283	248
6. 費	145	126	161
7. 費	28	16	19
8. 費	99	109	110
9. 費	9.5	5.4	5
10. 費	0.3	0.3	0.4
11. 費	28	15	11
12. 費	2	4	8
13. 費	4	4	4
14. 費	28	5	6
15. 費	1	1	1
16. 費	0.3	0.3	0.2
17. 費	72	56	34
18. 費	0.3	0.4	8
合 計	1,000.0 (3,022,205)	1,000.0 (13,830,758)	1,000.0 (14,326,673)

備考 1. 昭和21.22年は決算、23年は年初豫算、合計の下の數字は實數、單位千圓
2. 地方財政便覽第二輯による。

戦後農村財政の一考察

費のうち事務増加を含む役場費が顯著に増大し、教育費は新制中
 學校費の膨脹にその主原因を有し、その他選挙費、統計調査費、
 警察消防費等の膨脹が目立っている。これに對して産業經濟費は
 委任事務遂行の支出であり、土木費は水害復舊、道路補修費に限
 定され、社會及び勞働施設費の増加は緩慢である。一口に言へば、
 農村財政は委任事務増大に目を廻しているのが現状であり、村固
 有の業務、特に村の經濟發展に關する生産的經費として見るべき
 ものがないということである。このことについてはいまだ十分分
 析されていないのであるが、とにかく之を農村自治の觀點から經
 費の性格を見るならば「自治」のための村財政ではなく「行政機
 關の末端における財政」であると言わざるを得ない。

そこで吾々は經費についての更に立入つた検討は三、に譲り、
 歳入についてみよう。その前に經費の全國的傾向を示すために全
 國市町村中乙町村、即ち自治體警察を設置しない市町村の歳出を
 第五表に掲げておいた。吾々はこれに深く立ち入つて論しない
 が、大體M村と傾向を一にすることをみる。

(二) 歳入

經費膨脹の動向を見た吾々は進んで歳入の動向とその性格、即
 ちこの膨脹せる經費は如何にして賄われているかという村財政の
 性格規定の一半である財政收入論に入る。

先ず初にM村の數字を上げれば第六表の如くである。この數字
 は二三年までは決算、二三年は最終豫算であることは經費の場合
 と同様である。

第6表 戦後M村歳入豫算

類別年次 歳入項目	實 數 (圓)			歳入總數に對する 各年各項千分比			各項年に對する 百分比		
	昭 和 21 年	22 年	23 年	21年	22年	23年	21年	22年	23年
1. 村 稅	151,142	967,712	2,989,100	433	436	754	100	640	1,978
(イ) 國稅附加稅	39,593	-	-	113	-	-	-	-	-
(ロ) 縣稅附加稅	6,261	218,327	984,760	18	98	248	100	3,488	1,571
(ハ) 獨立	61,620	267,235	842,340	177	121	213	100	434	1,367
(ニ) 地方配布稅	43,668	482,150	1,162,000	125	217	293	100	1,104	2,661
2. 企業及財產收入	0	1,108	1,468	0	0.5	-	-	-	-
3. 使材料、手数料	1,324	11,133	9,161	4	5	2	100	841	692
4. 國 縣 支 出	114,533	855,488	828,837	328	386	209	100	747	724
(イ) 交 付 金	-	1,296	33,548	8	1	8	100	46	1,189
(ロ) 交 付 助 金	111,711	854,192	795,289	320	385	201	100	765	712
5. 寄 附 金	0	250,897	5	0	113	-	-	-	-
6. 繰 越 金	33,046	91,621	130,894	95	41	34	100	277	411
7. 財 產 賣 拂 代 金	46,954	1,082	0	134	0.5	-	-	-	-
8. 雜 收 入	2,193	40,035	6,653	6	18	1	100	1,826	303
合 計	349,192	2,219,076	3,966,118	1,000	1,000	1,000	100	636	1,136
等 價 價 値 計 算 率							100	239	200

備考 國稅附加稅は22年より縣稅附加稅となる。
 等價價值計算は第1表備考4參照。

中學校營繕費寄附金二五萬餘圓の課徴はこの軽減を打消すに十分な作用をもたらした。
 収入中の附加税収入構成は第八表の如く、ここでは國税

第7表 農民の直接負擔する財政收入 (單位・圓)

	昭和21年	22年	23年
租 税	107,473 (30.8)	485,562 (21.9)	1,827,100 (45.7)
寄 付 金	0	250,897 (11.3)	5 (-)
合 計	107,473 (30.8)	736,459 (33.2)	1,827,105 (45.7)
歳入總額	(100)	(100)	(100)

() 内は歳入總額に對する割合

第七表が示す如く農村の村財政負擔は、財政膨脹の割合を越えて増加し、二三年には歳入の四五・七%を占めるに至つた。同表中昭和二三年の税収入が特に低率を示すのは、水害により租税負擔の軽減がなされたことによる。しかし反面新制

ここで注意すべきは、戦後數次の税制改革で、國税の地方移讓がなされ従つて國税附加税が二二年度より廢止されたこと、これと併行して新税の創設がなされた。従つて収入構成は毎年變化しているというのである。
 吾々は當面収入を性質別に三區分してこれを分析することにす。先ず第一のグループ、即ち村民の直接負擔にかかるもので國税附加税、縣税附加税、獨立税、寄附金である。これを年

度別に示せば第七表の如くである。

第8表 村税中附加税収入細目 (附、東京都税収入)

年 度	税 種	實 數 (圓)			各項の總計に對する割合 (%)			戦後東京都税収入 (%)		
		昭和21年	22年	23年	21年	22年	23年	21年	22年	23年
1	地 租	19,116	11,362	161,784	41.7	5.4	16.4	8.9	3.5	5.9
2	家 屋 税	5,274	10,678	63,733	11.5	4.9	6.5	12.6	6.4	9.0
3	事 業 税	15,202	163,784	562,373	33.1	75.0	57.1	23.6	31.6	24.5
4	自 動 車 税	600	2,910	18,150	1.3	1.3	1.8	4.6	7.6	4.2
5	電 柱 税	2,424	7,288	17,164	5.3	3.3	1.7	0.5	0.3	0.2
6	不 動 産 取 得 税	3,036	10,860	7,325	6.6	5.0	0.7	22.5	13.3	11.2
7	狩 獵 者 税	200	1,000	2,200	0.4	0.5	0.2	0.0	-	-
8	遊 興 飲 食 税	1	2,006	5,500	-	1.0	0.6	-	1.9	3.8
9	電 話 加 入 權 税	-	2,810	18,300	-	1.3	1.9	-	3.1	2.3
10	木 材 引 取 税	-	570	1	-	0.3	-	-	-	-
11	原 動 機 税	-	2,850	7,395	-	1.3	0.7	-	1.5	0.4
12	場 所 特 別 税	-	-	14,000	-	-	1.4	-	18.5	16.7
13	特 別 得 税	-	-	17,600	-	-	1.8	-	0.8	0.7
14	電 氣 消 費 税	-	-	75,060	-	-	7.6	-	2.7	2.8
15	酒 税	-	-	16,170	-	-	1.6	-	2.8	2.5
	合 計	45,853	218,327	984,760	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備考 1. ×は21年のみ國税であつた。
 2. 附加税と村獨立税の合計に對する附加税の割合は21年42.7、22年45.0、23年53.9と次第に増加している。
 3. 東京都は東京都廳主税課「米國税制使節への意見書」による。21、22年は決算、23年は最終豫算であり地方配布税を除く百分比。各合割の合計が100にならぬが、こゝではM村と對比するため若干の税種を捨象した。

の地方移譲、新税の創設及び税率の引上(附加税税率については改めて述べないが何れも制限率一ぱいに課せられている。―別表1参照)によつて絶対額は著しい増大を示し、二年は二年の四・七六倍、二三年は二一・四倍へと増加した。

ついで村獨立税を見よう。第九表がそれである。

村獨立税においては村民税が主要部分を占めているが、その割合は年々低下している。この遞減に對して獨立税中第二位を占める自轉車税の増徴、及び課税範圍の擴張と賦課率の引上によつて税収入を漸く確保している。

以上の税収入一般について、ここで詳述する暇はないが、戦後「地方自治」の本旨に基く税制改革は、果して農村財政を健全化し財源を豊にしたかという本論最初の設問に答えるべく考察をすすめる。

この事についてはM村の場合を前

第9表 村獨立税細目

	實數及割合(圓・%)			税 率	
	昭和21年	22年	23年	昭和22年及23年初當	23年追加更正
村民税	45,900 (74.5)	176,773 (66.1)	501,750 (59.6)	納税義務者一人平均160圓(1,115人) 實際納税義務者一人平均165圓80錢	納税義務者一人平均450圓 實際納税義務者一人平均475圓10錢
舟 税	100 (0.2)	492 (0.2)	1,536 (0.2)		
自轉車税	14,177 (23.0)	77,345 (28.9)	289,610 (34.4)	自轉車一臺 48圓 荷臺車一臺 30圓	180圓(新に自轉車取得金の100分の5を課す) 120圓
荷 車 税	1,089 (1.8)	6,987 (2.6)	20,600 (2.4)	牛馬車一臺 180圓 荷積車一臺 48圓	540圓(新に荷車取得金の100分の5を課す) 120圓
金庫税	125 (0.2)	612 (0.2)	1,832 (0.2)	1ヶ	72圓
扇風器税	0 (0)	1 (-)	1 (-)		
犬 税	228 (0.3)	5,028 (1.9)	22,000 (2.6)	1頭	120圓
廣告税	-	0 (0)	30 (-)		
接客入税	-	-	1 (-)		
使用人税	-	-	300 (-)		1人
ミシン税	-	-	4,680 (0.5)		1臺
合計	61,620 (100.0)	267,225 (100.0)	842,340 (100.0)		

備考 1. ()内は各年獨立税合計に對する割合。

掲第八表を見つつ論を進めよう。

先ず國稅の地方移讓のうち地租、家屋稅、營業稅の三收益稅は二三年より府縣獨立稅となつた。しかしこれは昭和一五年の稅制改革で形式的には國稅であつても、これが地方分與稅中の還付稅として全額府縣に還付されていたのであり、實質的には何等新に地方財政に影響を及ぼすものではないであらう。この内二三年に營業稅が廢止され、新に事業稅が設けられて課稅範圍が擴張された。事業稅は所得稅と重複することはさておき、昭和二年地租附加稅が附加稅收入中第一位であつたのが二三年には事業稅が第一位となり、而も附加稅中五七%を占めるに至つた。事業稅の増徴は、従来の營業稅の對象である營業に課せられる第一種事業稅が物價のノミナルな騰貴によつて増大したことは言うまでもないが、新に原始産業即ち農、畜、林、水産業、その他これに類する事業に對し第二種事業稅が設けられたことによる。いま二三年度の事業稅附加稅の構成を見ると、第二種事業稅附加稅は事業稅附加稅中の三七・五%を占めているのである。第八表中(8)以下八稅目中遊興飲食稅、入場稅はその課稅率も他を抜いて高率であり、地方財政上有力な財源として國稅より移讓されたが、都市に於てはともかく、地方特に農村に於ては遊興・娛樂機關を有せずその收入は微量で、M村に於ける兩者の合計は稅收入總額に對して二二年〇・四%（遊興飲食稅）、二三年一・一%（入場稅・遊興飲食稅）にすぎない。この兩稅の地方移讓は從來よりみられた都市と農村との財政力不均衡を益々強めたのである。新設稅に於ては何

れも一%前後でありこれが村財政力を豊にしたとは考えられないが、このうち特に高率を示すのは電氣ガス稅の四・一%である。次いで第九表の村獨立稅に移る。ここで新に法定獨立稅とされたものは廣告稅、接客人稅、使用人稅であるが、これは元來都市的な稅目であり、その徵稅額は極微量である。法定外獨立稅としてのミシン稅は單に新設稅との比較の上では有利であると言へるが稅收入總額から見れば微々たるものである。

M村において、稅制改革が財政收入に如何なる意義を與えたかを検討した吾々は、更に展望を廣めて都市財政に於ける稅の移讓・新設は財政收入に如何に作用したか、について東京都の場合をみよう。

第八表は、都財政收入の稅收入中より地方分與稅を除いた稅收入の合計を百とする昭和二十一年より昭和二十三年までの各項割合を示している。この稅收入は普通稅、目的稅の合算額であるが、目的稅はさほど大きくはない。又右稅收入の他に特別區稅があるが、混亂を避けるため加算しなかつた。

第八表中(7)の狩獵者稅までは全般的に年々その割合が低下しており、内事業稅は漸次増加していることはM村の場合と同じ傾向である。これに對して軌道稅以下は移讓又は新設による稅種であるが二二年度より次第に増加の傾向を示し、前者の相對的減少をカバーする作用を與えている。即ち財政需要の増大に伴う稅の移讓・新設は收入の弾力性を増加させた。尤もこゝにも問題はあるが、M村に比較した意味に於て、これらの内電話加入權稅と

國税よりの移譲である遊興飲食税及び入場税が主要部分を占め、ここに弾力性の源泉があると言えるであらう。電氣ガス税と酒消費税との割合が伯仲しているのもM村と相異なる點である。

以上農村と都市に於て、税制改革が財政収入に如何なる意義をもたらしたか、の概観を結論づければこうである。

第一に國税の地方移譲、主として入場税、遊興飲食税しいわゆる遍在財源は、地方財政力を益々不均衡にした。即ち農村に於てはこの移譲により課徴されうる税額は徴々たるものであるのに對して、地方配布税財源の減少によつて農村への配布税額は減少したのである。これに對して都市部では従來國税として徴收された一部が還元されていたものが、全額収入となつた。^(註12)

第二に、法定及び法定外の新税創設は財源の涸渇せる農村に於ては、さほどの収入をもたらさなかつた。一方これら應益的な物税、消費税の課徴は、従來の地方財政負擔の階級別不均衡を一層増大する危険がある。例えば電氣ガス税、酒消費税、ミシン税等々。

第三に、全面的な税率の引上げと新税の創設とは、國税と地方税との重複課税、農業生産手段への課税の増加を來している。例えば牛馬税、原動機税、木材引取税、荷車税、自轉車税等々。

吾々は二、三の點にふれたにすぎないが、結論を言えば、地方自治制度確立に伴う地方税制度の改革は、従來の農村財政の性格を農村自治に即應する財政の財源として、財政力に自主性と弾力性とを與えるほどのものではなかつた。農村の財源は涸渇してお

り、而もこの税負擔は對外的にも、農村内部相互間にも負擔不均衡の上に立脚しているのである。^(註13)

戦後農村における税負擔は相對的に重加され、他方、地方税制度の改革は地方特に農村に不利なものとなつた。かくて農村の財政需要の膨脹に對しての税率の大幅引上げ、課税範圍の擴張は、税負擔に限度があり又法的に制限されているので勢ひ法定外獨立税、半強制寄附を増加せしめてくる。現在市町村の法定外獨立税は四〇餘種にも上り、而も經濟力の弱少な地方に行くほどこの法定外獨立税は多くなつてゐる。今この關係を大都市と乙町村について、税收入合計に對する法定外獨立税の割合を示すならば、大都市の場合、昭和二一年一・七%、二二年〇・四%、二三年〇・二六%と減少しているが、これに對して乙町村のそれは、二一年一・八%、二二年二・五%、二三年三・二%と増加しており、大都市の傾向とは「當に逆」の現象を示す。^(註14) M村においては右の割合よりも低い、それでも二二年〇・六%、二三年〇・六三%である。

この傾向は税に代る寄附金に於て更に強く現れている。二二年の税收入總額に對する寄附金の割合は第一〇表に示す如く、經濟力に逆進して寄附金が多くなり、町村に於ては法定獨立税を上廻つてゐるのである。吾々が見たM村の寄附金は一一・三%であり村内實際納税義務者一人當り二三三圓八三錢である。

次いで第二のグループ、即ち企業及び財産收入、使用料、手数料、財産賣拂收入及び雑收入である。雑收入は種々なるものを含むのでこの内共同施設物品及び役場收入のみとする。第二グルー

第10表 地方群別の税に代る寄附金と擔税總額との關係

(單位・千圓)

區分	東京都	道府縣	都 市 分		町 村 分	
			大都市	都 市	甲町村	乙町村
目的を指定しない寄附	2,050 (100.0)	21,800 (8.8)	484 (18.3)	19,955 (12.4)	34,705 (4.5)	168,330 (8.3)
目的を指定する寄附	- (-)	225,222 (91.2)	2,154 (81.7)	140,976 (87.6)	741,572 (95.5)	1,869,998 (91.7)
警 察 費	- (-)	23,439 (9.4)	- (-)	4,906 (3.0)	16,671 (2.1)	15,966 (0.8)
教 育 費	- (-)	35,196 (14.2)	2,050 (77.7)	79,212 (49.2)	63,406 (80.1)	1,519,123 (74.5)
社會及び勞働施設費	- (-)	8,102 (3.3)	- (-)	8,814 (5.5)	10,319 (1.3)	23,363 (1.1)
保健衛生費	- (-)	4,314 (1.7)	- (-)	4,820 (3.0)	5,866 (0.8)	13,313 (0.6)
産業經濟費	- (-)	105,814 (42.8)	- (-)	17,476 (10.9)	21,296 (2.7)	105,597 (5.2)
そ の 他	- (-)	48,357 (19.6)	104 (4.0)	25,748 (16.0)	66,014 (8.5)	192,636 (9.5)
合 計	2,050 (100.0)	247,022 (100.0)	2,638 (100.0)	160,931 (100.0)	776,277 (100.0)	2,038,328 (100.0)
租 税 總 額	1,083,071	9,505,380	1,032,649	2,894,040	2,298,110	3,716,141
租税總額に對する寄附金の割合	0.2%	2.5%	0.25%	5.6%	33.8%	54.8%

1. 地方財政委員會「地方財政便覽」(第二輯昭24年)による。
2. 寄附金調査は昭和22年度決算見込、地方税總額は昭和22年度測定額。
3. ()内の數字は各項目の寄附金額中に占める割合(%)を示す。

第11表 公共物件より生ずる収入 (單位・圓)

	昭和21年	22 年	23 年
企業及財産収入	46,954 (13.4)	2,190 (0.1)	1,468 (0.6)
使用料、手数料	1,324 (0.4)	11,133 (0.5)	9,161 (0.2)
雑 收 入	0 (0)	3,291 (0.1)	210 (-)
合 計	48,278 (13.8)	16,614 (0.7)	10,839 (0.27)
歳 入 合 計	(100.0)	(100.0)	(100.0)

備考 21年の企業及財産収入は財産賣拂代収入。()内は歳入合計に對する比率

この収入を第一一表に示す。
このうち二一年の財産収入は物品賣拂代金で多くなつてゐる。全體として極めて浮動のであり僅に使用料手数料が一應安定している。それにしても歳入に於て占める割合は極めて小さく問題にならない。

第三に地方配布税、國縣支出金及び水利組合費徴収交付金である。第一二表がそれである。

第12表 國縣その他よりの収入 (單位・圓)

	昭和21年	22年	23年
地方配布税	43,668 (12.2)	482,150 (21.8)	1,162,000 (29.3)
國縣支出金	114,533 (32.8)	855,488 (38.6)	828,837 (20.9)
雜收入(國縣其他)		20,362 (0.9)	2,182 (-)
合計	158,201 (45.0)	1,358,000 (61.2)	1,993,019 (50.2)

- 備考 1. ()内は歳入總額に對する割合。
 2. 22年雜收入が多いのは水害による税の返還がなされたためである。雜收入には水利組合費徵收交付金を含む。
 3. 21年の雜收入 2,913 圓は内容不明なので掲げなかつた。

第三のグループ中、雜收入は一二表備考の如く二二年度水害のため縣稅の返還金と水利組合費徵收交付金、その他臨時収入とであり、年々浮動し、のみならず歳入中それほど大きくないので問題はない。國庫支出金の二二年度が特に膨脹しているのは臨時的補助である水害救助及び災害復舊費があるものであり、これを差引いて歳入總額に對する割合を修正すると二四・九%となり、國庫支出金は規則的に減少している。これに對して地方配布税は急速に増加し、兩者の歳入に對する地位は三年間に逆轉したのである。元來地方配布税は富の都市集中による貧弱な地方財政を保護援助するのを目的とし、戦後特に地方自治確立の財政的支援のため

増額されたことはM村財政にも具體的に現れている。これに對して國庫、縣よりの支出金は主として委任業務遂行のための補助交付金でありそれは次第に減少した。そこで問題が生ずる。國庫、縣支出金の性格が右の如くであるとするれば、この減少を逆に言えば、農村財政に於ける委任事務は減少したのかということ、換言すれば國家的事務の裏付けとしての補助交付金の減少は村財政に於ける委任事務費負擔が軽減された結果であるか、ということである。もしそうであれば舊來の中央集權的行政機構のうちで農村財政が農村自體のものではなく、全く國家政策遂行の末端機構としての財政であつたことからの解放であり、新地方自治制度確立上幸といふべきである。しかし吾々が經費膨脹について考察した結果からしては否定的たらざるを得ないが、このことを第二章に於て更に深く立ち入つてみよう。

なお収入についての検討を終る前に、戦後全國町村中乙町村についての歳入の千分比を擧げる。(第十三表)

註8、昭和二一年を百とせる國家及び地方財政の指數は下表参照。

年 度	國家財政歳出		地方財政歳出	
	21年對等價値率	21年對等價値率	21年對等價値率	21年對等價値率
昭和21	100.0	100.0	100.0	100.0
22	178.7	76.2	257.0	96.6
23	110.7	72.4	262.0	46.2

備考 國家財政歳出は大藏省主稅局「稅制關係基本第二」資料集。地方財政歳出は「地方財政便覽」による。統制で、21,22年は決算額、23年は年初豫算額。等價値計算による比率は、第1表備考4参照。

第13表 戦後に於ける全国乙町村歳入千分比

戦後農村財政の一考察

		昭和 21 年	22 年	23 年
1	國稅附加稅	75	2	1
2	道府縣法定獨立附加稅	22	96	113
3	道府縣法定獨立附加稅	5	16	15
4	町村法定獨立附加稅	94	94	93
5	町村法定獨立附加稅	4	5	7
6	目的地方的分還與付	7	2	3
7	地方分還與付	92	174	387
8	地方分還與付	-	-	-
小計		299	390	618
9	入金料	62	60	29
10	擔數	2	4	6
11	收負擔手	8	8	8
12	金、料、支	405	288	220
13	國庫	104	141	62
14	寄附	12	6	4
15	雜起	35	23	12
16	その他	12	41	18
17	越	19	14	8
18	越	42	25	13
小計		701	610	382
合	計 {割實數(千圓)}	1,000 3,567,223	1,000 14,627,195	1,000 19,728,125

備考 1. 地方財政便覽第2輯による。
2. 21年は決算額、22年は決算見込額、23年は当初豫算。

註13 かゝる負擔の不均衡と缺陷について、ただに新

註9、日本銀行調査指数による割實費が價格の總平均指數の年平均指數は次の如し。Aは昭和五十九年、Bは二一年基準指數。

(A) (B)

昭三 二七七一 一〇〇・〇
 〆三 七四九八 三三六・二
 〆三 二五、八〇・五 五五六・九

註10、地方財政の貧困は義務教育九年(六・三制)を八年(六・二制)に短縮せよとの要求となつたことをいう。

註11、いま昭和二二年の水害に伴う財政支出を合計すれば二五一、一九五圓で、これは經費總額の一五・二%に當る。

註12、移讓された税のうち入場税と遊興飲食税が稅收入中に占める割合を、M村と東京都について示せば下表の如くである。

		入場稅 (A)	遊興飲食稅 (B)	地方稅總額 (C)	A/C	B/C
M 村	{ 昭23	14,000	5,500	1,827,100	0.76	0.30
	{ 〆24	14,000	5,500	2,029,000	0.68	0.27
東京都	{ 昭23	1,442,721	300,000	7,793,188	18.5	3.84
	{ 〆24	1,983,600	1,200,000	2,870,847	16.7	10.11

備考 1. 地方稅總額とは配布稅を除く稅收入。
2. 東京都の數字は前掲主稅課資料による。

註9、日本銀行調査指数による割實費が價格の總平均指數の年平均指數は次の如し。Aは昭和五十九年、Bは二一年基準指數。

税目のみならず現行地方税體全般についての二、三の點を指摘しよう。

- (1) 昭和一五年の税制改革により戸數割が廢止され住民税が新設されたとき、一人當り平均賦課制限額を人口七〇萬以上の都市では八圓、その他の都市は六圓、町村は四圓と制限されていた。この理由は言うまでもなく、都市と農村との跛行的發展による負擔能力の相異を加味したことにある。然るに現在この區分は全く廢止され、都市、農村を通じて一定率で賦課されている。このことにより都市よりも農村に重く課せられる不合理を生じた。一方農村の住民税賦課には均等割部分が大であり、M村の場合では大體五割程度が均一に課徴されている。かかる賦課の結果、負擔者の所得・資産に逆進する課税となることは明かである。かかる性格の住民税収入が村税収入の主要部分を占める。
- (2) 村獨立税中、自轉車税、荷車税等は一臺に付何圓と課せられ、更に税収入の貧困から、各々に少額ではあるが取得税が課せられ、所得・資産との關聯は何等考慮されていなかったため負擔能力に逆進する結果を生ずる。このことはミシン税についても同様である。村獨立税はかゝる逆進的性格の税種によつてほとんどを占めている。
- (3) 附加税中の地租はその大部分が農民の負擔であるが、インフレの昂進に對して賃貸價格の改訂がなく、税率の引上があつても徴收額は相對的に低下し、確かに土地負擔は輕

減した。しかし二三年度より第二種事業税が農業に課せられるようになった。この課税對象から主要食糧品が一應除外されており、第一種事業税の課税率たる所得金額の百分の十五に對し、第二種事業税のそれは百分の十で低率である。これが農業所得税と重複することは別としても、第二種事業税と地租との合計額は附加税中三七・八%で二一年に地租が附加税中に占める割合とほぼ同じであり、單に農民の負擔の上からいえば、以前に於ける「地租に重く營業税に輕い」(大内「農村財政の諸問題」一八三頁)ことは異つた形で再現されたのである。又地租は土地所有の大小にかわりなく一律に課せられ比例課税となり、貧農に重くなることは言うまでもない。

- (4) その他消費稅的な電気ガス税、酒消費稅等は大衆課税の性格を有し負擔不均衡を生ずる。
- (5) 不動産取得税は不動産の賣買について一律に課せられ所得・資産との關係では逆進負擔となる。

以上が地方税における負擔不均衡の主要因である。ただし「かゝる負擔の不均衡は現行地方税制が、應益的な物税を中心として構成されている」(藤田「地方財政」一二七頁)ことに起因している。

註14、地方財政便覽第二輯より算出。

三、農村財政における委任事務

—農村財政の果しつゝある役割について—

吾々は戦後農村経費の膨脹の傾向とその諸原因及び収入構成とを見たのであるが、これはまたその性格の究明でもあつた。そして最後に吾々に課せられた課題は、國縣支出金、いわゆる補助交付金と村経費との關連性の抽出である。この事を碎いて言へば、補助交付金を各々組織別に分け、各経費との關係即ち村財政の各

經費がこれら補助交付金によつてどれだけ賄われているかということである。この交付金は歳入額の二割乃至四割近くであるが、經費においては村固有の業務は殆んどなかつた。吾々はここで委任事務の概念を明らかにし、これと補助交付金との關係を考察することにする。

吾々がここで言う補助交付金とは第一二表中地方配布税を除外した額、即ち國庫、縣の支出金及び水利組合徴收交付金である。これを組織別にして表示すれば第一四表の如くである。

第14表 村財政における費日別補助交付金の實數並に割合

費目	補助負擔交付金の實數(圓)			比 率 及 び 割 合 (%)				
	昭和21年	22年	23年	昭和21年	22年	23年		
役費	73,942	78,630	39,844	77.2	64.5	9.0	3.4	4.8
費	0	0	92	0.0	0.0	0.0	—	—
費	0	154,633	5,010	0.0	0.0	17.7	6.5	0.6
費	100	310,107	84	—	—	48.8	—	—
費	17,738	196,202	417,029	64.9	15.5	34.4	88.1	50.2
費	1,844	857	13,834	63.5	1.6	98.5	10.9	1.7
費	20,614	135,225	285,900	94.2	18.0	67.7	41.5	34.4
費	0	330	29,972	0.0	0.0	4.8	35.9	3.6
費	196	8,866	39,254	26.6	0.2	92.3	77.9	4.7
費	98	0	0	9.1	0.1	—	—	—
合 計	114,533	875,850	831,019	44.5	100.0	53.0	21.0	100.0

備考 ** 各年經費總額に對する補助負擔交付金合計の割合である。
 * 21年役場費に對する補助交付金の93.7%は職員待遇改革費である。
 *** 23年の社會及労働施設費に對する補助交付金が經費よりも多いが、これは生活保護費罹災救助費が豫算よりも削減されたことによる。

戦後に於ける補助交付金は、その補助対策とウェイトが變化に富んでいるのでその性格を見出すのは困難であるが、強いて言へば、生活保護法による保護費、及び災害救助費を主とする社會及び勞働施設費、農地委員會費、農業調整委員會費が大部分を占める産業經濟費、選挙費、保健衛生費等である。

然らばこれら經費のうち、所謂委任業務費と目されるものはどれ程であるか、これと補助金の關係がどうかという問題が生ずる。勿論委任事務と固有事務の區分には種々の問題があり、具體的な場合に於ても區分が困難であるが、一應目度を付けることにする。この場合、吾々が先にあげた第一四表は兩者を區分する有力な手段であることは明らかであるが、その補助對象及び比率が變化しており、委任事務であつても補助交付金の無い場合、又は極めて少い場合があり、固有事務であつても補助金の交付されている場合もあり、参考にはなつてもこれによつて區分することは困難である。

そこで吾々は現行法律によつて、地方公共團體にその事務執行についての義務付け、又は一定の規格を以てその事務内容を統制してあるもの、即ち「その内容と實行について、地方團體は全く自由な取捨増減の力を持たず、國家の命令指示によつて強制的にその完遂を圖らねばならぬ」^(註15)事務を委任事務とし、これを各項目別に次に掲げよう。

註15、藤田「地方自治制度」

第十五表から右の算出によれば、M村の委任事務費は財政支出

の約八割餘に及んでいるのである。

吾々の最初の設問であり、この分析の主要目的の一つであつた「地方自治の本旨に基く」農村財政の現状は、國家又は上級機關の委任事務費に壓倒され、その遂行に經費の殆どが費されたいといえる。

第一五表の委任事務費に對する直接の補助負擔交付金は極めて少額であり、昭和二二年には委任事務費の五九・八%、二二年は二四・八%にすぎないのが補助金の實態である。地方配布税は地方別に生ずる財政負擔能力及び財政需要の不均衡を是正する目的を有するものであるが、假にこれを補助金として第一四表の補助金との合計は、委任事務費の二二年は九二・七%、一三年五九・四%であり、二二年は七・三%、一三年は約四一%がそれぞれこの「カヴァー」の外に出ており、この赤字部分は農村が自腹を切つているものである。地方分與税はここでは本來の性格たる地方別の財政力不均衡の「カヴァー」ではなく、委任事務費に對する補助不足額のカヴァーに當てられるという矛盾した性格となつている。このことは更に次のことを含んでいる。即ち第一五表の委任事務に對する補助は十分でなく、特に法定補助率は必ずしも守られていないことである。國家又は府縣が自己の財政事情から、地方公共團體に對する補助にあたり法定補助率を自ら破り或は改訂するが如き專斷的行爲が、益々貧弱な農村財政を窮乏化させるのである。今試みに第一五表の委任事務費に對する補助金の割合を第一六表に示せば次の如くである。

第15表 村財政中の委任事務費

戦後農村財政の一考察

経費	経費	昭和22年 (圓)	昭和23年 (圓)					
土木費	治道 水道 災害	堤橋 土	防梁 木	費費 費費	211,069 560	14,700 11,476		
教育費	小中 營	學 善	校 校	費費 費費	102,840 96,487 416,578	301,934 311,041 142,300		
保健衛生費	傳染 結核 ト ラ 二	病 核 ホ 指	豫 豫 ム 豫	防 防 防 防	費費 費費 費費 費費	8,527 — — — —	125,388 790 140 140	
社會及労働施設費	生 罹 兒	活 災 童	保 救 福	護 助 社	費費 費費	113,885 37,565	398,200 260 72,830	
産業經濟費	農 業 病 獣 疫 度	地 業 調 整 疫 量	委 員 會 豫 豫 豫 豫	會 員 會 防 防 防 防	費費 費費 費費 費費	197,149 6,522 — — —	525,118 164,164 140 140 2	
選舉費					7,155	45,718		
統計調査費					6,800	83,541		
役場費	四 警 町 そ 他	號 察 吏 員 恩 給 費	國 關 員 給 中 の	道 係 組 合 中 の	改 負 給 中 の	良 擔 金 費 費 費 費	— — 623 259,520	500 59,970 32,856 1,065,584
合計					1,465,280	3,356,932		
總經費に對する委任事務費の割合					88.7%	84.6%		

備考 1. 委任事務の法的基礎はここにあげない。

2. 役場費中「その他役場費中の委任事務」は

$$\frac{\text{役場費以外の委任事務費合計} + \text{役場費中の別項委任事務費}}{\text{總經費} - (\text{役場費} - \text{役場費中の別項委任事務費}) - \text{豫備費}}$$

にて得る率を(役場費-役場費中の別項委任事務費)に乗じて算出した。

3. 昭和22年の負擔金及諸費中の委任事務費は23年度と一致させるため合計した。(傳染病豫防費、農地委員會費農業調整委員會費等)

4. 昭和22年が特に高率を示すのは新制中學校及炭害による諸支出が多く特殊である。

第16表 委任事務費に對する補助率

經 費			經 費			昭和22年	昭和23年
土 教 社 會	木 育 及 勞 働 施 設	費 費 費	生 活 保 護 費	罹 災 童 救 福	兒 童 社 助 社 費	73.1	19.1
						48.8	0.01
統 計 調 査 費	選 舉 費	費 費	農 地 委 員 會	業 調 整 委 員 會	費 費 費	129.5	88.5
						93.9	88.5
社 會 及 勞 働 施 設	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	237.7	-
						-	74.8
統 計 調 査 費	選 舉 費	費 費	農 地 委 員 會	業 調 整 委 員 會	費 費 費	4.8	35.9
						123.9	85.9
社 會 及 勞 働 施 設	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	69.0	41.5
						66.4	51.0
統 計 調 査 費	選 舉 費	費 費	農 地 委 員 會	業 調 整 委 員 會	費 費 費	65.1	11.0
						-	0.0
社 會 及 勞 働 施 設	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	-	0.0
						-	0.0
統 計 調 査 費	選 舉 費	費 費	農 地 委 員 會	業 調 整 委 員 會	費 費 費	10.0	10.9
						98.5	11.0
社 會 及 勞 働 施 設	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	-	0.0
						-	0.0
統 計 調 査 費	選 舉 費	費 費	農 地 委 員 會	業 調 整 委 員 會	費 費 費	-	0.0
						-	0.0
社 會 及 勞 働 施 設	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	費 費 費	12.1	3.4
						-	-

戦後農村財政の一考察

備考 1. 昭和22年の農地委員會農業調整委員會に對する補助率は手當を加算した額に對してである。

四、戦後農村財政の矛盾の現われ

吾々は前章までに村財政の膨脹とその構成を検討し、次いで農村財政における委任事務費が極めて大きな地位を占めその他の經費といえども非農民的・非農村的であり、農村財政は未だ従来の官治的性格から脱却し得ず、加うるに、委任事務の増大に伴う財政の膨脹はかえつて農村的經費を節減せしめることによつて益々官治性が強化されたことを知つた。

しかしながら、農業の生産性の増大と農村の福祉を増加するが如き農村的經費は全く無いのではない。ただ右に述べた村財政の性格はかかる全村的經費を負担し得ず、之を各部落、關係諸團體に轉嫁していることに原因するのである。

このことを吾々はM村における村財政以外の二、三の事項について論及しよう。

昭和二年の災害は農業生産に大打撃を與えたが、水利施設の荒廢は特に著るしく、加えて二三年の浸水による水路の改修は急務であり、このことは水利組合費の増徴となつて現われている。M村内における水利組合費の徴收總額及び賦課率は第一七表の如くである。水利組合費は水門及び用排水路の修理に當てられるのであるが、二二年は村土木費の二七・三%、一三年度は四一・四・二%

第17表 水利組合費村内徴收分

組合名	組合費納入額			関係 耕地	23年度賦課率			24年度賦課率		
	22年	23年	24年		土地1 皮に付	地租1 圓に付	賃賃1 格に付	土地1 皮に付	地租1 圓に付	賃賃1 格に付
K	43,376	231,962	785,764	450.9	—	—	2.39	—	—	8.13
N	6,704	40,004	58,706	354.9	2.47	1.99	—	4.85	—	0.31
S	489	2,861	7,306	25.8	2.64	2.15	—	16.58	—	1.08
Ni	3,466	27,581	未定	51.5	36.64	—	1.89	—	(未定)	—
H	3,652	18,949	57,739	669.7	1.36	3.84	—	5.52	15.50	—
合計	57,687	321,357	909,515	1,552.8	—	—	—	—	—	—

備考 HはM村のみの水利組合であり、他は隣接町村と併合した組合である。

第18表 PTA歳出豫算細目

(単位・圓)

	昭和 21年	22年	23年		昭和 21年	22年	23年
本 部 費	8,100	58,900	60,000	運 動 費	5,946	70,250	61,000
校 備 品	—	6,350	6,800	關 係 費	8,400	29,950	19,000
學 給 食	—	—	10,000	父 兄 會	1,635	1,300	1,200
放 送 教 育	—	8,250	14,000	雜 費	—	—	5,000
旅 行 衛 生	—	10,000	9,000	合 計	24,081	192,000	192,000
校 衛 生	—	7,000	6,000				

備考 1. 昭和21、22年は決算、23年は豫算何れも小、中學校合算額
2. PTA費の各年教育費に對する割合は21年83.5%、22年31.1%、23年23.8%である。

にも當るのである。更に二四年度は二三年の三倍近く約百萬圓の徴收豫定である。

この龐大な水利組合費の賦課方法には表に示す如く反別割課徴が多く、他は地租及び賃賃價格を基礎としている。かかる徴收が所得、資産の少い貧農に過重負擔となることは明らかである。

これに類するものとして、小用水路、農道の修理及び村負擔で行われるべき村道の補修は、農閑期を利用した部落民の賦役によつて行われているのであり、その他に部落協議費がある。部落協議費の負擔額は各部落によつて異り、その賦課率も相異しているが一例を示せば、耕地一反に付四〇圓、戸數割三〇圓(昭和二三年度)となっている。

以上述べた諸負擔中、水利組合費及び村道、用排水路の改修費は全村的な經費であり村財政負擔となるべきである。

さきに教育費の分析を試みた吾々は、その大部分が人員費、備品費、修繕費であり、教育活動に要する經費の少いことを見た。ここでPTA費の性格を見よう。經費を費目別に分類合計すれば第一八表の如くである。

従來市町村特に農村の貧窮な財政力での教育費は非常に大きな負擔であつたが、昭和一五年義務教育費國庫負擔法により軽減された。しかし戦後の學制改革による諸

經費は著しく増大し、村財政は物件費、人件費に追われて教育活動の經費は減少し、これがP.T.A費でカヴァーされる形態となつたことは右表によつても明なことである。

さてP.T.A費は如何にして徴收されているか。この會員は全村民の半強制的加入により構成され、教育を受ける子弟を有する者は年間二四〇圓、然らざる者一二〇圓—その經濟事情の如何を問はず—課徴することによつて、即ち全く人頭割によつて收入が賄われている。

その他引揚者、貧困者救済を目的とする援護會があり、P.T.A費と同じく人頭割であつて、納稅義務者一人當の平均は二年五三圓一七錢（總額五五、〇三五圓）、二年六四圓二九錢（總額六七、八九三圓）となつてゐる。

以上村内に簇生せる雑多な公課、諸負擔金、寄附金のうち特に主要なるものについての賦課方法及び賦課率について概観した。そしてそこには物稅を中心とする地方稅體系に見られる負擔の不均衡以上の不公平、即ち人頭割と比例課徴の兩者によつて構成されておゝり、この結果、極端に貧農に重く富農に輕くなつてゐることはほほ明である。

尤も村内諸負擔は農村自治の推進上、或は部落の共同生活に必要な經費であるから均等なる負擔或は比例賦課によることを—不均衡を—是とする立場に立つならば話は別であるが。或は村内における諸負擔のうち水利組合費、部落協議費、P.T.A費等は受益者負擔を原則とすべきであるとするならば、農村内の

負擔不均衡と負擔に對する各階層間の受益率の相異を不問に付するとしても、受益者の負擔に對する利益が眞に利益として社會的に實現され、而もその利益が社會的に十分なものとして負擔者に歸屬しているかといふことになれば頗る疑問である。

さて農民の諸負擔に關する概観を終つた吾々は最後に、具體的に農民が如何なる公租公課をどれほど負擔しているかを知る必要がある。しかし元來困難な農家所得の把握は統制經濟下において一層困難となつており、更に農家の所得と諸負擔との關係の導出には多數の農家についての精確な經濟調査を要するため、ここでは以上に論じ來つた主要なる租稅・公課負擔の實態と、負擔不均衡についての一指標を示すに止める。村役場における調査數字は別表2の如くである。

五、結 語

吾々以上において、一農村の財政を中心としてこれと全國的な數字との對比のうちに戰後農村財政の性格とそれの果しつゝある役割について、又それが内包する諸問題についての抽出をなした。この分析の途上において個々の問額に對する解答をも試みたのであつたが、今やこれを總括して吾々の最初の設問に答を與へるべき段階に至つた。

第一の設問である村經費における委任事務費負擔は、三、において見た如く驚くべき割合に達するのであり、劃一的に規制された委任事務費が經費の主要部分、即ち二二年に於ては八八・七%、

二三年は八四・五%を占めている。その他の經費——ここで固有事務と見たもの——は細分化された諸經費の集積であり、農業の生産性の増大の作用をなさず、農村の福祉をも増加するものとは思われない。とは言え、これら農村的經費が全く無いのではなく、豫算の膨脹と委任事務費の増大はかかる村独自の全村的な經費を投げ出し、村財政とは別個に農民の負擔を増大することによつて賄われているということを、四、に於て見た。

かかる委任事務費に對する補助金はその經費の一部分を賄うにすぎず地方財力の不均衡を是正し地方財政の援助を目的とする地方配布税は、實質的には委任事務費補助であつた。が、これを委任事務費に充當するとしてもなお赤字であり、農村は自腹を切つてこれを補つているのが實狀である。

しかしして第二の設問である豫算膨脹に對する稅收入は、農村財政收入中如何なる動向を示すか、及が村内に於て農民の公租公課負擔の均衡を充分に保持されているのかどうか。これが吾々の第二の設問であり、二の(二)及び、四、で析出したところである。吾々はそこで、國家及び地方財政收入中に占める稅收増加の傾向は村財政收入にも顯著に現れていたことを見、一方經費中に占める委任事務費の尨大な比重とこれに對する物的裏付けの不足という矛盾の増大が必然的に、經費の膨脹に異進して農民の稅負擔を加重して來たことを見た。

この稅收入の増大は勿論中央地方を通ずる稅制改革による稅の移讓又は新設にもよるが、戦後の稅制改革による收入は農村にお

いては都市におけるほどの作用をもたらさず、相對的にはより不利な立場に追いやられたのであつた。かくて農村では物稅體系を更に強化すること——課稅範圍を廣め法定外獨立稅の設定及び稅率の引上、寄附金の増大——によつて財政需要を充した。この稅負擔が農家にとつて過重であることはさておき、一般に均衡を缺いており、國稅におけるよりも地方稅において、地方稅よりも稅外負擔に於て、その負擔が所得・資産の大きさに對し益々逆進的となつてゐる。かくて農村内の諸負擔は大規模農業者よりも小農民に過重となることも明らかとなつた。かかる稅負擔が農業生産や農村福祉のために轉化還元されるならば、農村の稅負擔は相殺され相對的に輕減されることになるであらう。けれども吾々が一、及び、三、で明らかにした如く、負擔者への還元は殆んどないのである。

稅負擔の過重とその不均衡は何をもたらさず、——農民をして農民たることを止めさせることである。吾々の見た村においては、耕作放棄による耕地の荒廢は見出されず何れも耕作は他の者により繼承されてはいるが、一度放棄されたものは、水田、五町三反一畝(全水田面積の1%)、畑、三町四畝(畑面積の0・13%)である。このことは勿論農民を供出制度の強化を以て強權的に商品化率を増大せしめており、而もこの商品の貨幣化が再生産を保證していないことにもよるが、原因の一半は、農家經濟に占める貧弱な貨幣收入に對する租稅公課の負擔が、負擔の過重と不均衡によつて、小さな貨幣經濟部分を極度に壓迫していることにある。

とは否めない。

現下における農民の税負擔が國內經濟の安定と再建上必要なるものであるとしても、それが負擔者の經濟を停滯、荒廢に導くことになるならば「經濟再建」上重大な問題であり又一面食糧の國內確保の點から言つても好ましくないことであつて、税制、財政制

度の根本的改革は喫緊の急務である。(二四・八・二稿)(研究員) 註16、昭和二四年四月一五日現在、農地委員會調査による。耕作放棄は昭和二二年度農業所得税賦課の過重以來全國的に現れている。今農林省農地部調査の數字を上げれば次表の如くである。

理由別耕作放棄状況 (昭和23年)

単位	税金の過重	供出の過重	小計	供出の過重	災害	其の他	計
耕作放棄による 耕地の荒廢 したもの	戸数 315 1.3	3,027 12.2	3,342 13.5	1,096 4.4	16,180 65.4	4,117 16.7	24,735 100.0
	田畑計 20.0 119.1 139.1	225.8 176.0 401.8	245.8 295.1 540.9	145.7 117.0 262.7	1,707.6 432.1 2,139.7	230.6 351.2 581.8	2,329.7 1,195.4 3,525.1
耕作放棄を他 のものとよつ て騰水された もの	戸数 370 4.0	4,927 53.1	5,297 57.1	1,504 16.2	319 3.4	2,158 23.3	9,278 100.0
	田畑計 30.6 97.2 127.8	534.3 221.5 755.8	564.9 318.7 883.6	249.8 127.1 376.9	54.3 60.2 114.5	240.3 119.5 359.8	1,109.3 625.5 1,734.8
計	7.4	43.6	51.0	21.7	6.6	20.7	100.0

(備考) 農林省農地部調

別表1 市町村税賦課率階級別市町村数調
(昭和23年度)

戦後農村財政の一考察

賦課率	住民税			地租附加税		
	市	町	村	市	町	村
100分の100	104 (50.7)	980 (57.1)	4,727 (59.0)	35 (17.1)	578 (33.8)	3,036 (37.9)
100分の120以内	32 (15.6)	252 (14.7)	968 (12.1)	88 (42.9)	574 (33.6)	2,156 (26.9)
100分の150以内	60 (29.3)	356 (20.8)	1,586 (19.8)	62 (30.2)	381 (22.3)	1,691 (21.1)
100分の200以内	9 (4.4)	109 (5.7)	701 (8.8)	20 (9.8)	165 (9.7)	1,048 (13.1)
100分の250以内	0 (0)	12 (0.7)	24 (0.2)	0 (0)	2 (0.6)	7.5 (0.9)
計	205 (100.0)	1,709 (100.0)	8,006 (100.0)	205 (100.0)	1,709 (100.0)	8,006 (100.0)

賦課率	家屋税附加税			事業税附加税		
	市	町	村	市	町	村
100分の100	33 (16.1)	564 (33.0)	2,908 (36.3)	58 (28.4)	643 (37.6)	3,375 (42.2)
100分の120以内	73 (35.6)	473 (27.7)	1,927 (24.1)	162 (79.0)	1,045 (61.1)	4,503 (56.2)
100分の150以内	78 (38.0)	484 (28.3)	2,056 (25.7)	5 (2.4)	15 (0.9)	76 (0.9)
100分の200以内	21 (10.3)	165 (9.9)	1,006 (12.6)	0 (0)	5 (0.3)	40 (0.5)
100分の250以内	0 (0)	19 (1.1)	109 (1.3)	0 (0)	1 (0.05)	12 (0.2)
計	205 (100.0)	1,709 (100.0)	8,006 (100.0)	205 (100.0)	1,709 (100.0)	8,006 (100.0)

備考 1. 北海道、佐賀縣を除く。()内は調査市町村合計に對する各階級の割合。

2. 地方税賦課率は現在都市において軽く、町村に重い。本表において示されるごとく、特に百分の百五十以上の賦課階級にこの關係が強く現われている。

農家の公租公課負擔(昭和23年度)

(單位・圓)

戦後農村財政の一考察

方 税					公 課					
地 租	家屋税	原 動 機 税	自 轉 車 税	犬 税	地方税 合計	援 護 會 費	P T A 費	部 落 協 議 費	水 利 組 合 費	公 課 合 計
1,042	314	60	300	200	5,062	128	240	1,170	1,767	3,305
654	210	60	450	-	4,338	103	240	902	1,352	2,597
768	334	-	630	200	4,071	91	240	686	1,004	2,021
810	252	-	450	200	3,749	82	120	554	812	1,568
720	426	60	390	-	4,859	79	120	490	713	1,402
658	470	-	360	-	2,080	47	240	326	459	1,072

(カッコ内は所得税を100とする比率)

0.5 (1.9)	0.2 (0.6)	- (0.1)	0.1 (0.5)	0.1 (0.4)	2.6 (9.2)	0.06 (0.2)	0.1 (0.4)	0.6 (2.1)	0.9 (3.2)	1.7 (6.0)
0.5 (2.4)	0.2 (0.8)	- (0.2)	0.4 (1.6)	-	3.6 (15.7)	0.08 (0.4)	0.2 (0.9)	0.7 (3.3)	1.1 (4.9)	2.1 (9.4)
0.7 (3.2)	0.3 (1.4)	-	0.7 (2.6)	0.2 (0.8)	3.6 (16.8)	0.08 (0.4)	0.2 (1.0)	0.6 (2.8)	0.9 (4.1)	1.8 (8.4)
0.9 (4.3)	0.3 (1.3)	-	0.5 (2.4)	0.2 (1.1)	4.0 (20.0)	0.09 (0.4)	0.1 (0.6)	0.6 (3.0)	0.9 (4.3)	1.7 (8.4)
0.9 (5.1)	0.5 (3.1)	0.1 (5.4)	0.5 (2.8)	-	6.1 (34.7)	0.09 (0.6)	0.2 (0.9)	0.6 (3.5)	0.9 (5.1)	1.8 (10.0)
1.2 (24.5)	0.9 (17.5)	-	0.7 (13.4)	-	3.9 (76.8)	0.09 (1.8)	0.5 (8.9)	0.5 (12.1)	0.9 (17.1)	2.0 (39.9)

これを以て算出し

は所得階層に比例し

については本論文で

税負擔の増大であ
を比較すれば、右表

重これについては、
「農業所得税折衝に

ある。

昭 和 10 年			昭 和 23 年		
基礎控除前 の所得額	税 額	負擔率	換 算 所得額	税 額	負擔率
円 102	円 -	% -	円 * 19,871	円 1,909	% 9.6
306	-	-	59,613	11,786	19.8
510	-	-	99,355	24,661	24.8
1,020	-	-	198,710	65,773	33.1
1,224	10	0.8	238,450	85,064	35.7
1,530	18	1.1	298,065	110,757	39.2

(事業所得の場合を示す、大蔵省主税局)
「税制關係基本統計資料集」22頁より

別表2 M村における經營面積別

農家番號	家族人員	經營面積(反)			國 税		地			
		田	畑	計	所得及所得税		縣民税	村民税	事業税	
					所得額	所得税			第一種	第二種
A	11	23,501	5,013	28,514	194,300	55,288	791	985	-	1,370
B	8	18,028	3,709	21,807	120,810	27,594	628	776	-	1,560
C	7	11,424	4,800	16,224	111,500	24,190	551	678	-	910
D	6	8,326	4,800	13,126	92,700	18,778	493	604	-	940
E	4	6,816	4,705	11,521	79,400	14,017	474	579	1,500	710
F	6	5,907	1,501	7,408	53,258	2,684	263	309	-	-

同上所得額に對する公租公課負擔の比率(%)

A	11	23,501	5,013	28,514	100.0	28.5 (100.0)	0.4 (1.4)	0.5 (1.8)	-	0.7 (2.5)
B	8	18,028	3,709	21,807	100.0	22.8 (100.0)	0.5 (2.3)	0.6 (2.8)	-	1.3 (5.7)
C	7	11,424	4,800	16,224	100.0	21.7 (100.0)	0.5 (2.3)	0.6 (2.8)	-	0.8 (3.8)
D	6	8,326	4,800	13,126	100.0	20.3 (100.0)	0.5 (2.6)	0.7 (3.2)	-	1.0 (5.0)
E	4	6,816	4,705	11,521	100.0	17.7 (100.0)	0.6 (3.4)	0.7 (4.1)	1.9 (10.7)	0.9 (5.1)
F	6	5,907	1,501	7,408	100.0	5.0 (100.0)	0.5 (9.8)	0.6 (11.5)	-	-

備考 1. 公課中部落協議費水利組合費はその農家の所屬により異なるため一例を取った。

2. 所得及所得税額は23年度税務署決定額による。

3. ()内は所得税額に對する割合。各農家の所得額に對する所得税負擔率で低下し、地方税、公課負擔率は大體逆比例している。

4. 各農家の直接税負擔で農業所得税が優位を占める。農家の所得税負擔に切ふれなかつたが次の三點を指摘しよう。

(イ) 一般的な所得税負擔の過重、一農業部門以外の部門にも共通する所得。今所得階層別の所得税負擔を等價價值計算により、昭和10年と23年の如くである。

(ロ) インフレ下において農業の再生産構造の特性から來る特殊的負擔の過重。農林省、統計調査局「昭和22年度農業所得税賦課状況調査」及び農政局關する経過概要」等参照。

(ハ) 主として技術的な問題、例へば民主的申告納税制は事實上無視されて